

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

(平成 年分)
(令和

氏 名 _____

国 庫 補 助 金 等 の 名 称		
国 庫 補 助 金 等 を 交 付 し た 者		国 / 地方公共団体 / その他 ()
交 付 の 目 的		
交 付 を 受 け た 年 月 日		年 月 日
交付を受けた国庫補助金等の額 又は国庫補助金等の交付に代わるべきもの として交付を受けた資産の価額		円
国庫補助金等の交付に代わるべきもの として資産の交付を受けた事由		
交付を受けた国庫補助金等 をもって取得または改良 をした固定資産に関する明細		種類 細目
国 庫 補 助 金 等 の 返還を要しないことが確定した日		年 月 日
交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合		
	国 庫 補 助 金 等 の 交 付 の 条 件	
	国 庫 補 助 金 等 を も っ て 取 得 又は改良等をする固定資産について、 取得または改良予定年月日	
	取得に要する金額の見込額	
	内 訳	
そ の 他 参 考 事 項		

「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」の書き方

この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条に規定する国庫補助金等の総収入金額不算入の特例を受ける場合に使用します。

- 1 「国庫補助金等を交付した者」の欄は、「国」、「地方公共団体」又は「その他」のいずれかを○で囲み、（ ）内にはその者の名称等を記載します。
- 2 「交付を受けた国庫補助金等をもって取得または改良等をした固定資産に関する明細」欄には、固定資産の種類や細目を記載します。
- 3 交付を受けた国庫補助金等の返還を要しないことが、その交付を受けた年の 12 月 31 日までに確定した方は、「交付を受けた年の 12 月 31 日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合」欄以下は記載する必要がありません。
- 4 「取得に要する金額の見込額」欄には、取得に要する見込額の全額を記載し、取得に要する金額が部分ごとに分けられる場合には、その部分ごとに「内訳」欄に内容及び金額を記載します。
- 5 提出先
納税地を所轄する税務署長
- 6 根拠条文
所法第 42 条、第 43 条

参考事項

所法第 42 条又は第 43 条の適用を受けた固定資産の減価償却費の計算及び譲渡所得等の計算は、次によることとなりますので、ご注意ください。

- 1 交付された国庫補助金等の返還を要しないことが確定している場合
固定資産の取得又は改良に要した金額から、交付された国庫補助金等の金額を控除した金額をもって、その固定資産の取得価額又は改良費の額とします。
また、国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の取得価額は、ないものとします。
- 2 交付された国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合
固定資産の取得価額等を算出するに当たって、交付された国庫補助金等の金額を加算又は減算する必要はありません。